

答弁書第一二八号

内閣参質一六九第一一八号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問に対する答弁書

政府としては、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百三条第二項の規定による教育者の地位利用による国民投票運動の禁止に関する基準等については、関係する国会での議論の整理等を行ってきたところであり、御指摘の日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議（平成十九年五月十一日参議院日本国憲法に関する調査特別委員会）等を踏まえつつ、関係省庁間で連携を図りながら、今後、具体的に検討してまいりたい。

